



品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会
委員長 川真田 嘉壽子 様

品川区長 森 澤 恭 子

諮 問 文

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1. 諮問事項

ジェンダー平等や性の多様性の尊重を推進し、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現に向けた基本的な考え方および条例に盛り込むべき考え方について

2. 諮問理由

人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在です。

区では、男女共同参画社会の実現を図るため、昭和56年（1981年）に「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための品川区行動計画」を策定して以来、時代に即したさまざまな施策を推進してきました。

これまでの取組みにより、男女共同参画は前進してきているものの、今なお、性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されています。

そのような中で、私たちは今、SDGsの目標の一つである「ジェンダー平等の実現」にあたり、すべての人が、社会的・文化的に形成された性別ならびに性自認、性的指向および性表現にかかわらず、等しく権利、責任、機会を分かち合うとともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮して、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている社会を形成していくことが求められています。

そのため、区では、「ジェンダー平等」の視点に基づき施策を推進するために、新しい条例を制定して、区としての姿勢や考え方を明確にし、今後の取組みの指針としたいと考えています。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、ジェンダー平等や性の多様性の尊重を推進し、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現に向けた基本的な考え方および条例に盛り込むべき考え方について、貴委員会の意見を求めるものです。

3. 答申を希望する時期

令和5年12月